

調整中

# 体育施設・学校施設 利用 Q&A

---

令和〇年〇月

狛江市教育委員会社会教育課

## 目次

### 共通事項

No.	内容	ページ

### 体育施設


No.	内容	ページ

### 学校施設


No.	内容	ページ

## 共通事項

Q	不適切な使用目的とは、どんなことですか
以下のようなことを言います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・売名や営利を目的とすること</li><li>・政治的中立の趣旨に反すること</li><li>・宗教的な目的を有すること</li><li>・反社会的、暴力的目的を有すること</li><li>・公序良俗に反すること</li><li>・その他教育委員会が不適切と判断したこと</li></ul> (体育施設条例施行規則第5条第2項、学校施設条例施行規則第7条第3項関係)	



Q	営利目的とは、どんなことですか
例として、以下のような行為が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・商品説明会や販売等の企業活動を目的とすること</li><li>・団体運営費(施設使用料・講師謝礼を含む)として、<u>社会通念上の許容を超える会費(入会金・月会費・参加費等)</u>を徴収し、<u>その収入を代表者等の生計費としていること</u></li><li>・施設貸しによる収入を得る等、施設使用の権利を転売すること</li></ul>	



Q	不適切な利用とは、どんなことですか
例として、以下のような行為が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・無断キャンセルを繰り返す</li><li>・施設予約の内容に虚偽がある</li><li>・団体登録の変更手続きを放置する(名簿未更新、代表者等への連絡不能等)</li><li>・指定された利用目的以外で利用する</li><li>・許可なく施設に特別の設備をし、または変化を加える</li><li>・原状回復を怠る(清掃・片付け・ごみの持ち帰り等)</li><li>・使用した火気・電気・ガスなどの点検を怠る(エアコンの消し忘れ等)</li><li>・設備、備品を破損したにも関わらず、施設管理者への報告を怠る</li><li>・飲酒、飲食、喫煙を伴う利用(許可のあるスペースを除く)</li><li>・施設管理者の指示に従わない</li><li>・不正な手段により施設を利用する</li></ul>	

Q	予約日が使えなくなったので、他の個人・団体に貸してもよいですか
使用者は、使用の権利を譲渡又は転貸してはいけません。 (体育施設条例第8条、学校施設条例第8条)	



Q	子どものみの利用は可能ですか
市民プールは、小学校就学前の幼児がプールに入場する場合は、付添人と共に入場する必要があります。 その他の施設は、・・・	
<ul style="list-style-type: none"><li>・小学生以下</li><li>・中学生以下</li><li>・高校生以下 等</li></ul>	



Q	団体のメンバーが増えたのですが、名簿に記載のないメンバーも施設を使ってよいでしょうか
名簿に記載のない方は使用できません。必要に応じて、名簿を更新してください。 また、以下のような施設利用の拡大を損なうと認められるような利用は認められません。	
<ul style="list-style-type: none"><li>・構成員がほぼ同一となる重複登録</li><li>・本来は一つである団体を複数の団体として登録し、同じメンバーが利用すること</li><li>・登録を取り消された団体が、取り消された利用を改善することなく新規の登録申請をすること</li></ul>	

Q1	

## 体育施設

Q	登録が取り消されることはありますか
以下の場合、登録が取り消されることがあります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・登録基準に適合しなくなったとき</li><li>・虚偽の申請により登録又は登録の更新をしたとき</li><li>・施設を不適切に予約及び使用したとき</li></ul> (体育施設条例施行規則第 16 条第1項関係)	

Q1	駐車場はありますか
駐車場はあります。但し、数が少ないため、公共交通機関での来館にご協力をお願いいたします。	

Q	

## 学校施設

Q	遵守事項はありますか
<p>次のことを遵守してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。</li><li>(2) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。</li><li>(3) 使用時間(準備及び後片付けに要する時間も含む。)を厳守すること。</li><li>(4) 付属設備は、利用を認められたもののみを利用し、利用後は必ず所定の位置に戻すこと。</li><li>(5) 利用後は、清掃を行うこと。</li><li>(6) 喫煙及び飲酒は行わないこと。</li><li>(7) 教育委員会が定めた場所以外で火気を使用しないこと。</li><li>(8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の指示する事項 (学校施設条例施行規則第 13 条)</li></ol>	

Q	駐車場はありますか
<p>ありません。荷下ろしは可ですが、荷下ろし後は近隣のコインパーキング等に駐車してください。</p>	

Q1	